

10月からスタート!

セミセルフレジ・書かない窓口

問 情報政策課 ☎0176-51-6711

現金決済とキャッシュレス決済が可能に

市民課と税務課の窓口で**セミセルフレジ**を導入しました



セミセルフレジ
利用できる手数料

住民票の写し、印鑑証明、戸籍証明、
課税証明など各種証明書の発行

利用できるキャッシュレス決済の種類	
クレジットカード	VISA, Mastercard, JCB, AMEX, Diners Club International, DISCOVER, UnionPay 銀聯
電子マネー	iD, Suica, PASMO, iD, WAON, nanaco, QUICPay, R Edy
コード決済	PayPay, au PAY, Pay, R Pay, d払い, Jcoin, Bank Pay, ゆうちょPay, Alipay+, 微信支付 WeChat Pay

対象手続きを順次拡大中

書かない窓口を始めました

「書かない窓口」では、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類を専用の機械で読み取り、申請書などに住所・氏名・生年月日を印字します。今までよりも手書きの項目を少なくすることで、来庁者の申請時の負担が軽減されます。※申請手続きによっては「書かない窓口」の対象とならない場合もあります。



セミセルフレジ
書かない窓口について



▲詳しくはこちらから

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

12月2日から現在お使いの被保険者証の新規発行はありません

医療機関などの受診にはマイナンバーカード（マイナ保険証）をご利用ください

《国民健康保険》問 国保年金課 ☎0176-51-6751

《後期高齢者医療制度》問 国保年金課 ☎0176-51-6752、青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

12月1日までに発行された被保険者証は、最長で令和7年7月31日まで有効です※

※国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の被保険者証の有効期限については、加入先の保険者へお問い合わせください。

12月2日以降、

有効な被保険者証やマイナンバーカードを持っていない、マイナ保険証の利用を申請していない場合

これまでの被保険者証の代わりになる「資格確認書」を交付しますので、引き続き医療を受けることができます（申請は不要です）。※転居・転職などにより加入する健康保険を切り替える人や、被保険者証を紛失した人は、加入先の保険者へご相談ください。

マイナ保険証を利用するためには、①～④いずれかの方法で申請が必要です

- ①市役所本館1階市民課前のホールに設置している「マイナポータル手続き用端末設置コーナー」から申請する
- ②医療機関・薬局に設置している「顔認証付きカードリーダー」から申請する
- ③スマートフォンやパソコンを使って「マイナポータル」から申請する
- ④全国のセブン銀行のATMから申請する

問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

（平日）午前9時～午後8時、（土・日曜日、休日）午前9時30分～午後5時30分

